

建設業許可申請等の取扱いについて

令和6年3月26日
京都府建設交通部指導検査課

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へと見直されましたが、この間の感染症対策における課題を十分に踏まえた上で、今後、新たな新興感染症に対応できるよう、京都府においては、下記のとおり、郵送による事前審査制を継続しますのでお知らせします。

記

1 概要

(1) 期間

当面の間

※この取扱いを変更、終了する場合は、改めてHPでお知らせします。

(2) 各種申請・届出

ア 建設業許可、解体工事業・浄化槽工事業登録、特例浄化槽工事業届出

○ **原則、郵送による事前審査制**としていた取扱いを継続します。

イ 経営事項審査

○ 来庁(所)者が集中することによる感染拡大を防ぐため、引き続き、**予約制**とします。

事前に電話にて審査日時を予約していただくこととなりますので、**申請の際は、必ず申請先の土木事務所にお問い合わせください。**

事務所	受付方法	受付曜日	受付時間
京都	予約制	月、火、木、金	9:00～11:30、13:00～16:00
乙訓	予約制	水	13:30～16:00
山城北	予約制	火	9:00～11:30、13:00～16:00
山城南	予約制	木	13:00～16:00
南丹	予約制	金	9:00～12:00、13:00～16:00
中丹東	予約制	水	9:00～11:00、13:00～16:00
中丹西	予約制	火	13:00～16:00
丹後	予約制	火	13:00～16:00

※予約は1か月前から受け付けます。

※時期によっては、受付曜日・時間を変更している場合がありますので、各土木事務所に御確認ください。

(3) 建設業許可申請書類の閲覧

- 現在（令和6年3月26日時点）は規模を縮小（閲覧件数の制限等）している事務所もあります。
- 京都土木事務所について、現在（令和6年3月26日時点）の閲覧曜日は「火・水・木」です。
- 電子申請された許可申請書等の閲覧については、建設業許可電子閲覧システムを御利用ください。
- 大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

2 建設業許可、解体工事業・浄化槽工事業登録、特例浄化槽工事業届出の手続について

(1) 送付いただくもの

①送付状

- ・書類に関して連絡する場合がありますので、必ず日中に対応可能な電話番号（携帯電話可）及びFAX番号を送付状の連絡先欄に記入してください。

②提出書類（3部（正本1部・副本2部））・提示書類（1部）

- ・必要な書類・部数は、各種申請・届出の手引き又は府HPを御確認ください。
- ・提示書類は、全て写しで提出してください。

※写しを送付いただいた場合は、「写しの提出」とみなします。写しの返却を希望される場合は、下記③を送付の上、その旨を御記載ください。

③返信用レターパックプラス（赤）

※郵送による許可、登録通知書等及び副本の返送を希望される場合のみ

(2) 手続の流れ

①上記(1)について、個人情報等が記載された書類があるため、郵送の場合は、必ず書留（簡易書留を含む。）又はレターパックプラス（赤）により窓口となる本庁又は土木事務所に送付してください。

- ・宛先は、「4 送付先・お問い合わせ先」を確認してください。
- ・書類の内容等について、確認の連絡をすることがありますので、手元に別途一部控えをお持ちください。
- ・他業者の書類や他の申請書類との合封は御遠慮ください。
- ・郵便事故等に関し、京都府は責任を負いかねますので御了承ください。

②土木事務所等に到達後、書類を確認した段階で御連絡いたします。

- 窓口での手数料納付が必要な場合等は、来庁(所)をお願いすることがあります。
- 「補正が必要で受付できない」等の場合は、修正した書類の郵送や来庁(所)による修正をお願いすることがあります。

- ・申請書類が整った後、申請手数料の受納確認をさせていただき、問題なければ受理印を押印します。（この日が受付日となります。）
- ・写しで送付いただいた提示書類の返却を希望される場合は、返信用レターパックにて返送します。

- ・来庁(所)を求めた際に、来庁(所)されなかった場合は、申請・届出はなかったものとして扱いますので御了承ください。また、補正等により受付までに時間を要し、結果的に許可、登録通知書等の送付が遅れた場合でも、京都府は責任を負いかねますので、余裕を持った申請や補正事項についての速やかな対応をお願いします。

③審査終了後、通知書（許可、登録通知書等）及び申請書類（副本）について、郵送を希望された場合は返信用レターパックにて送付、希望されなかった場合は窓口にてお渡しいたします。

3 郵送申請に関する注意事項

- 対面受付に比べ、通知書発行までに時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。
更新期限が間近である等早期の申請が必要な場合については、必ず申請先の土木事務所に相談してください。
- 送料については、全て申請者負担となりますので御了承ください。
- 郵便事故等に関し、京都府は責任を負いかねますので御了承ください。
- 書類に虚偽や不正があった場合は、行政処分や刑事罰の対象となりますので御注意ください。

4 送付先・お問い合わせ先

宛先	住所	電話番号	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町 10-4	075(701)0169	京都市（京都市西京区大枝、大原野を除く）
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8	075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市西京区（大枝、大原野）
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田 1	0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1	0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2	0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1-91	0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市字吉原 2586-2	0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
指導検査課 建設業係	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075(414)5222	府外業者のみ （解体工事業・浄化槽工事業に係る申請・届出）